

# 第 8 章 介護給付適正化について

## 1 概要

介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なとする過不足のないサービスを事業者が適切に提供するよう促すことであり、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度を構築していくために行われます。

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成 29 年法律第 52 号）により、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の一部が改正され、保険者が取り組むべき施策に関する事項及びその目標について、第 8 次いわき市高齢者保健福祉計画に定めるものとされました。

## 2 これまでの取組み

平成 16 年 2 月	国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムの運用開始
平成 16 年 10 月～平成 19 年度	「介護給付適正化推進運動」
平成 20 年度～平成 22 年度	「第 1 期介護給付適正化計画」
平成 23 年度～平成 26 年度	「第 2 期介護給付適正化計画」
平成 27 年度～平成 29 年度	「第 3 期介護給付適正化計画」

これまで三期にわたり、国が定める「介護給付適正化計画に関する指針」に基づき策定された「都道府県介護給付適正化計画」と連携し、国・県・市の関係者が一体となって、「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」、「介護給付費通知」の主要 5 事業を柱とした介護給付の適正化の推進に取り組んできました。

本市では、介護支援専門員有資格者を介護費用適正化調査員として雇用し、主に「ケアプランの点検」や「不適正請求の点検」等の実施のほか、法人指導担当部署と連携して行う事業者に対する集団指導講習の開催時に、給付適正化のためのマニュアルを作成、配布する等の活動を行ってきました。

なお、平成 28 年度からは、福島県国民健康保険団体連合会への委託により「医療情報との突合・縦覧点検」を実施しており、医療給付担当部署との連携体制の構築を図り、重複請求等の点検を行っています。

図 8-1-1 第 3 期介護給付適正化計画の実施状況

区分	事業	目標値	H28 実績値
要介護認定の適正化	市独自の認定調査員研修会の開催	1 回	0 回
	地区保健福祉センターにおける職場内認定調査員指導者の養成	1 回	1 回
	認定審査会担当者会議及び介護認定関係者担当係長会議の開催	1 回	1 回
ケアマネジメントの適正化	算定誤りや誤解の多いサービスに係るケアプラン点検	30 件	175 件
サービス提供体制及び報酬請求の適正化	不適正請求の点検	15,000 件	7,557 件
	介護給付費通知	年 3 回	年 3 回
	第三者行為の求償	5 件	3 件
その他	法人指導担当との連携	—	—

### 3 現状と課題

介護保険制度の開始当初に比べ、要介護・要支援認定者数や保険給付費の増加に伴い、第 1 号被保険者保険料の改定や、一定以上の所得のある被保険者の負担割合の変更が行われるなど、被保険者の負担が増加しています。

保険給付の適正化を図り、適切なサービスの確保と費用の効率化を果たすことによる持続可能な制度の構築に資することは、保険者の重要な責務です。しかし、介護保険には医療保険や障がい者施策等の制度と重なる部分もあるなど複雑な構造となっており、人員やケアプラン件数の観点から、主要 5 事業について十分な取組みができたとは言えない状況にあります。今後、保険給付の適正化を図っていくためには、本市の状況を踏まえたうえで、より具体的・実効性のある目標を設定する必要があります。

特に現状では、介護支援専門員が作成するケアプランや、介護サービスを提供する事業所が作成する個別サービス計画について、利用者の生活状況における課題等に応じて必要な見直しが行われず、定型的なケアプランとなっている場合が多いことから、ケアプランの質の向上を図るための取組みを進めていく必要があります。

### 4 今期の取組方針と目標

第 4 期介護給付適正化計画の期間は平成 30 年度から平成 32 (2020) 年度までとされています。第 4 期の取組方針としては、国が策定する「介護給付適正化計画に関する指針」に基づく主要 5 事業を引き続き優先的に実施するとともに、第 3 期介護給付適正化計画における課題を踏まえたうえで、福島県や福島県国民健康保険団体連合会との連携を図っていくこととします。

なお、具体的な方針と目標は以下のとおりです。

### (1) 要介護認定の適正化

認定調査は要介護認定の判定資料となる重要な事務であることから、直営・委託を問わず、認定調査を行う者に対して広く研修等を行います。また、市職員等が認定調査の内容について点検することにより、実態を把握するとともに認定調査の平準化を図り、適切な認定調査が行われるようにしていくこととします。

また、認定審査会の委員を対象とした連絡会を開催し、本市の要介護認定の現状や要介護認定の平準化に係る留意事項を共有することで、公平な要介護認定の確保に努めることとします。

### (2) ケアプランの点検

介護支援専門員が作成するケアプランは、適切な介護給付の根幹となるものであることから、給付適正化においては特に重要な役割を果たすもののひとつです。しかし、第3期介護給付適正化計画において、課題等の整理やケース検討が十分に行われておらず、受給者の自立支援に資する適正なケアプランとなっていないと思われるものも確認されていたことから、ケアプランの点検について優先的に取り組むこととします。

具体的には、特殊寝台や、訪問介護における自立生活支援のための見守りの援助等、個別のテーマを設定し、市内の事業所に対しケアプラン点検のための書類提出を依頼したうえで、「介護支援専門員の作成するケアプランが生活状況における課題等を把握し、ケース検討が十分に行われたうえで作成されているのか」ということについて介護支援専門員とともに確認・検証を行うこととします。この取組みを通じて介護支援専門員の「気づき」を促し、適切なケアプランを通じて個々の受給者が真に必要なサービスの提供を受けられるよう、ケアプランの質の向上を図るための支援を行っていくこととします。

### (3) 住宅改修等の点検

#### ①住宅改修の点検

住宅の改修工事を施工する事業者に対し、定期的な研修等を行うことで、受給者の心身や生活の状態にそぐわない、不適切又は不要な改修工事を防いでいくこととします。

なお、施工後においても、提出書類や写真からは改修の効果が分かりにくい工事等については、介護支援専門員や改修工事を施工する事業者から聞き取りや点検を行っていきます。

また、申請書を受理する窓口の職員に対しても、詳細なマニュアルを作成し、改修工事前に工事見積書や工事内容の確認を十分に行うことで、適切な住宅改修を行うことができるように体制を整えていくこととします。

#### ②福祉用具購入・貸与調査

福祉用具を購入する際には、原則としてその必要性が介護支援専門員の作成するケアプランに位置づけられている必要があります。利用者の身体状況や住環境、利用目的に応じた給付であるかを確認するため、必要に応じケアプランの提出を求め、不適切又は不要な給付を防ぐこととします。

また、介護保険制度の改正により、今後は福祉用具の貸与事業者（福祉用具専門相談員）が福祉用具を貸与する際、当該福祉用具の全国平均貸与価格と、その貸与事業者の貸与価格を利用者に説明するとともに、機能や価格帯の異なる複数の商品の提示が必要とされること

となります。このことについて、貸与事業者や利用者に対する周知を図り、「見える化」等を通じて貸与価格のばらつきを抑制し、適正価格での貸与が行われるように努めます。

#### (4) 縦覧点検・医療情報との突合

本市では、縦覧点検・医療情報との突合については平成 28 年度から福島県国民健康保険団体連合会への委託により実施しています。今後も同連合会への委託を継続するとともに、過誤処理を行った請求などのデータを蓄積し、Q&A やマニュアルの作成、配布等により、事業者への注意喚起を行い、適切な請求が行われるように指導していくこととします。

なお、縦覧点検・医療情報との突合に関する項目のうち、同連合会で実施しないものについては、本市が突合を行い、事業所に対して指導していくこととします。

#### (5) 介護給付費通知

本市では、介護サービスを利用している被保険者全員に対し、自身が利用したサービスの種類や利用額を送付しています。このことにより、受給者本人やその家族、介護サービス事業者に対して適切なサービスの利用と提供を普及啓発するとともに、自ら受けているサービスを改めて確認することにより、適正な請求に向けた効果が上がっています。今後は、通知の範囲や送付時期の工夫など、受給者が通知内容を十分に理解でき、更に効果が上がるような方法について検討していくこととします。